

立地適正化計画について

(1) 立地適正化計画の背景

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、東浦町都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。

商業施設、医療・福祉施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくりを進めるため、平成26(2014)年度に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

さらに、近年、全国各地で頻発・激甚化する水害をはじめとした大規模な自然災害を踏まえ、令和2(2020)年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針を定めることが必要になりました。

(2) 本町における立地適正化計画の目的

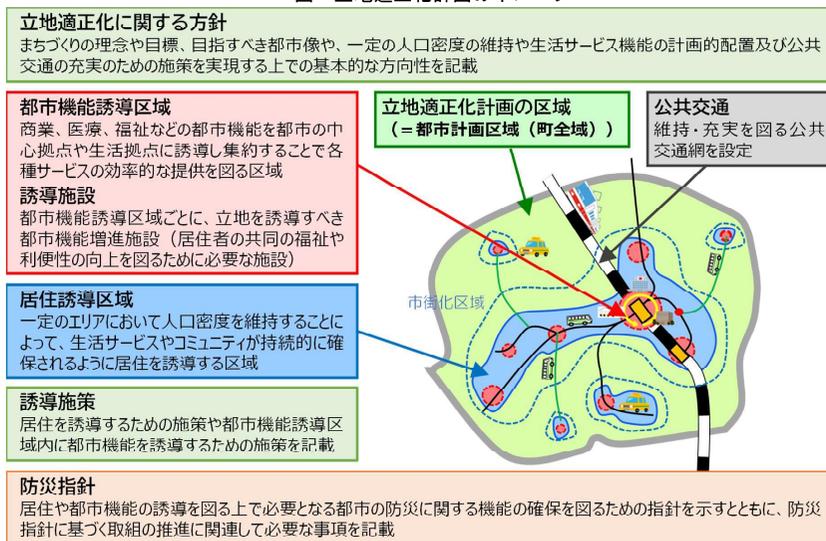
本町においては、これまで増加してきた人口が近年は概ね横ばいで推移しており、今後は人口減少や高齢化の進行が予測されています。このため、これまで形成してきたコンパクトな市街地において適切な居住や都市機能の維持・誘導を図り、持続可能な都市構造の形成を目指すため、東浦町立地適正化計画を策定します。

また、本町では東部の市街地において洪水や高潮などによる浸水が広い範囲で想定されており、これまで形成してきたコンパクトな市街地で居住や都市機能の維持・誘導を今後も図っていくためには、こうした地域において必要な防災対策を講じていくことが必要です。このため、本計画において定める適切な居住や都市機能の維持・誘導を今後も図る区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)のうち、災害ハザードが想定されるエリアについては、防災指針に具体的な防災対策を位置付けます。

(3) 立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画には、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策や防災に関する指針などを記載します。

図 立地適正化計画のイメージ



【資料:国土交通省資料を編集】

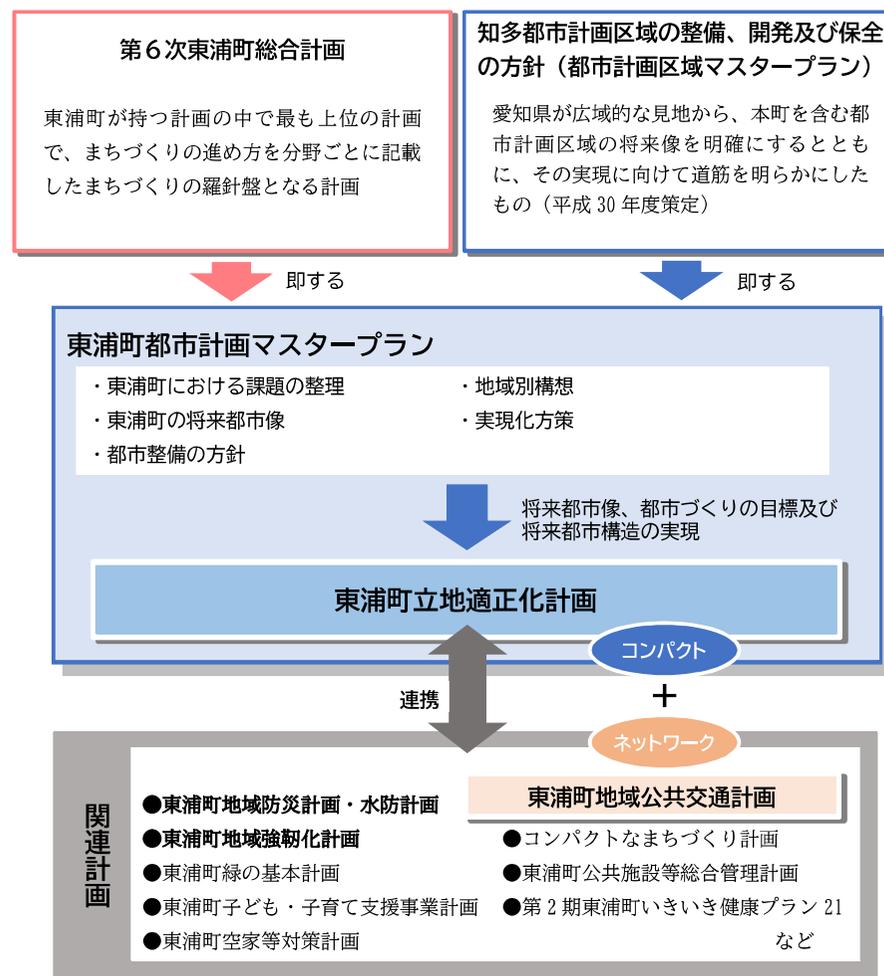
(4) 立地適正化計画の期間及び対象区域

立地適正化計画は、長期的に緩やかな居住、都市機能の誘導を図ることから、本計画の計画期間は概ね20年後の令和22(2040)年度を目標とします。

また、本町の全域が都市計画区域であるため、計画の対象区域は町全域とします。

(5) 計画の位置付け

東浦町立地適正化計画は、都市づくりの方針を示す東浦町都市計画マスタープランの一部として位置付けられます。このため、都市計画マスタープランで定めた将来都市像、都市づくりの目標及び将来都市構造の実現に向け、関連計画と連携しながら、居住及び都市機能の誘導、公共交通の充実に関する方針を定めます。



第6次東浦町総合計画の『将来の東浦町の姿』及び都市計画マスタープラン『将来都市像』『都市づくりの目標』『将来都市構造』の実現に向け、まちづくりの方針（ねらい）及び誘導方針を整理します。

立地適正化に関する方針

第6次東浦町総合計画【将来の東浦町の姿】

つくる つながる ささえあう
幸せと絆を実感できるまち 東浦

つくるまちへ

将来の東浦町をつくる意識を共有し、若者や高齢者など、あらゆる方の活躍の場や機会づくりから、新たな挑戦ができるまち

つながるまちへ

人と人とのつながりに加え、東浦町にある様々な資源や東浦町と近隣市町のつながりから、東浦町の新たな魅力や新しい活力が生まれるまち

さ させあうまちへ

東浦町での日々の暮らしや教育、子育てなどのさせあひから、まち全体でさせあひ、安心して住み続けられるまち

都市計画マスタープラン

【将来都市像】

住みたい 住み続けたい

集い 憩い 想う まち ひがしうら

住みたい・・・町外からの魅力
住み続けたい・・・町内からの魅力

集い・・・コンパクトなまちの形成、地域コミュニティの充実
憩い・・・公園、緑地の整備、景観の維持形成
想う・・・ひがしうらを未来につなげる。
(インフラ整備、防災強化、景観の維持形成)

【都市づくりの目標】

- ①多様な連携による集約型都市構造の充実
- ②誰もが住みたいと思う快適な生活環境の維持・形成
- ③誰もが使いやすく快適な交通体系の整備
- ④地域資源を活用した産業の進行
- ⑤自然（緑・水）と共生する生活環境づくり

都市構造上の課題

課題1
これまでに形成してきた鉄道周辺に南北に延びるコンパクトな市街地を基本とした都市構造を今後も形成していくことが必要

課題2
人口減少や高齢化が進む中では、市街地に子育て世代をはじめとする居住の誘導を促進する良好な市街地環境の形成が必要

課題3
市街地が東西に分かれていることやベッドタウンとしての性格が強い本町の特性を踏まえて町内各地や他都市との連携を維持・充実することが必要

課題4
洪水、高潮、津波、液状化などの本町で想定されている災害ハザードに対する安全性の向上を図ることが必要

課題5
公共施設の老朽化や高齢化の進行などによる歳出の増加が予想され、効率的な行財政運営が必要

まちづくりの方針（ねらい）

身近に都市機能が分布する
便利で快適に日常生活が
おくれるまち

鉄道駅や公共施設など
に行きやすい気軽に外出
できるまち

安心して住み続けられ
るまちづくり

誘導方針

【都市機能】

- 都市拠点に位置付けられた JR 緒川駅周辺は広域からの利用が想定される機能をはじめとする都市機能の集積を図ります。
- 都市拠点や地域生活拠点に位置付けられた鉄道駅周辺を中心に幹線道路の立地ポテンシャルを活かしながら、生活に必要な都市機能の維持・充実を図ります。

【居住】

- 鉄道駅からの徒歩圏を中心とした駅周辺市街地では、生活に必要な都市機能が身近に揃う便利な暮らしを求める若年世代から高齢者などの多様な世代の居住を誘導します。
- 駅周辺市街地のうち、鉄道駅に近接した旧市街地では、古民家をはじめとする空き家の活用などにより、公共交通の利便性を活かした住民などの居住を誘導します。
- 土地区画整理事業などにより良好な都市基盤が整備された一団住宅地や住宅検討地では、ゆとりある住まいや自家用車を主な移動手段とする若年・ファミリー世代の居住を誘導します。

【公共交通（地域公共交通計画：基本方針）】

- 主な目的地に行きやすい公共交通サービスの確保や、わかりやすく、使いやすい環境を整える取り組みを推進します。
- 公共交通の周知・体験会等の機会を拡充し、住民、地域にとって、公共交通が身近になることで、活発な交流を促す取り組みを推進します。
- 公共交通を将来にわたって確保・維持し、住民生活を支える地域の足を守る取り組みを推進します。

【防災】

- 想定されている災害ハザード情報を周知徹底し、子供や高齢者を始め町民全体の命を守るための防災意識向上に向けた啓発を図ります。
- 市街地で懸念される災害ハザードに対して総合的な防災、減災対策を実施し、災害リスクの回避及び低減を図ります。

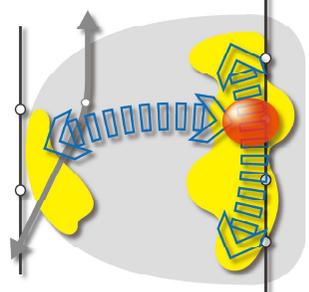
■居住誘導のイメージ（当面 10年）



目指すべき都市構造

- 町東部の JR 武豊線沿線と町西部の名鉄河和線沿線にある市街地で、引き続きコンパクトな市街地の形成
- JR 緒川駅周辺で町の中心となる拠点形成
- 災害ハザードの想定を踏まえた災害に強い市街地の形成
- 町西部の市街地から都市拠点に立地する都市機能のサービス享受できる公共交通などによるネットワーク形成
- JR 東浦駅周辺で多くの人にぎわい、地域の活力向上に資する都市機能の立地

■目指す都市構造イメージ



※鉄道駅の名称は、JR 武豊線の鉄道駅を「JR〇〇駅」、名鉄河和線の鉄道駅を「名鉄〇〇駅」と表記します。ただし、各種図面については、「JR」「名鉄」を省略します。

居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案しつつ居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市運営が効率的に行われるべきとされています。

(2) 居住誘導区域の設定

本町において設定する居住誘導区域は、以下のように定めます。また、居住誘導区域内には浸水が想定されるエリアもありますが、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域が含まれることから、浸水が想定されているエリアを重点的に避難対策を講じる町独自の「防災重点エリア」として位置付け、防災・減災に向けて取り組んで行くものとします。

居住誘導区域（都市再生特別措置法第81条第2項第2号）

本町における居住誘導区域は、市街化区域を基本として約656haの区域に設定します。この内、災害ハザードが想定されている約223haのエリアを防災重点エリアとして位置付けます。

- 現状のコンパクトな市街地を今後も維持していくため人口集積を図っていく区域。
- 居住誘導区域（防災重点エリア）
 - 前項で整理した浸水（洪水、津波、高潮）が想定され、自助・共助・公助（住民・地域・行政が共に）により防災対策を重点的に講じていくエリア。
 - 防災指針に定める防災対策・防災まちづくりを推進することを前提に、既存の住宅地を基本として維持していくエリア。
 - 災害発生時、避難行動が基本となる区域であり、日頃から被害を減らす対策に地域と協働で取り組み、災害が発生したとしても復興をスムーズにするために、事前に復興対策などの防災まちづくりを行うエリア。

■居住誘導区域に係る届出

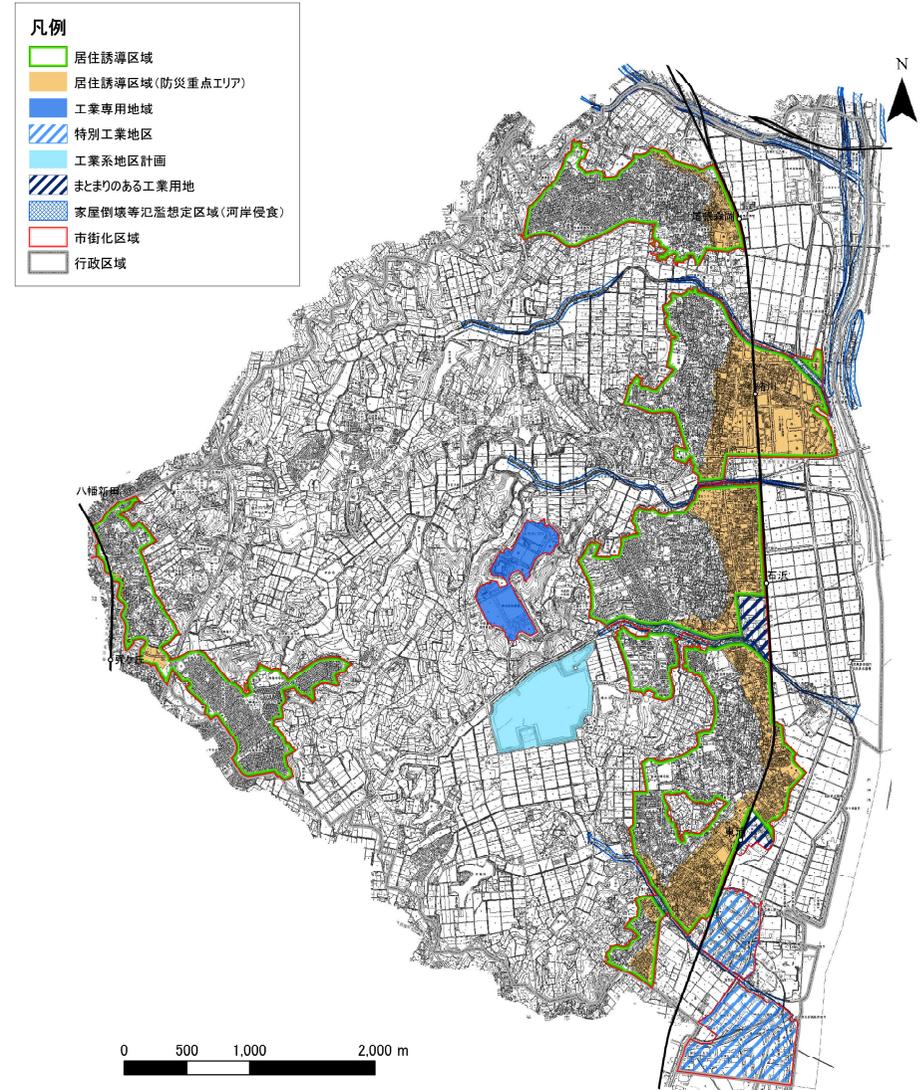
・居住誘導区域外では、以下のような開発行為または建築等行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに町長への届出が必要です。

| 開発行為 | 建築等行為 |
|--|-------------------------------------|
| ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（3戸の開発行為）】 | ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 |
| ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000㎡以上の規模のもの | ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 |

■居住誘導区域の設定

以下の区域を居住誘導区域として設定します。区域界については、届出制度を運用する際に区域境界が分かりやすいことが重要であることから、地形地物や用途地域境界により区分します。

図 居住誘導区域



※土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地警戒区域は居住誘導区域から除外（区域変更があった場合は、変更後の区域に準ずる）

都市機能誘導区域・誘導施設の設定

1 都市機能誘導区域

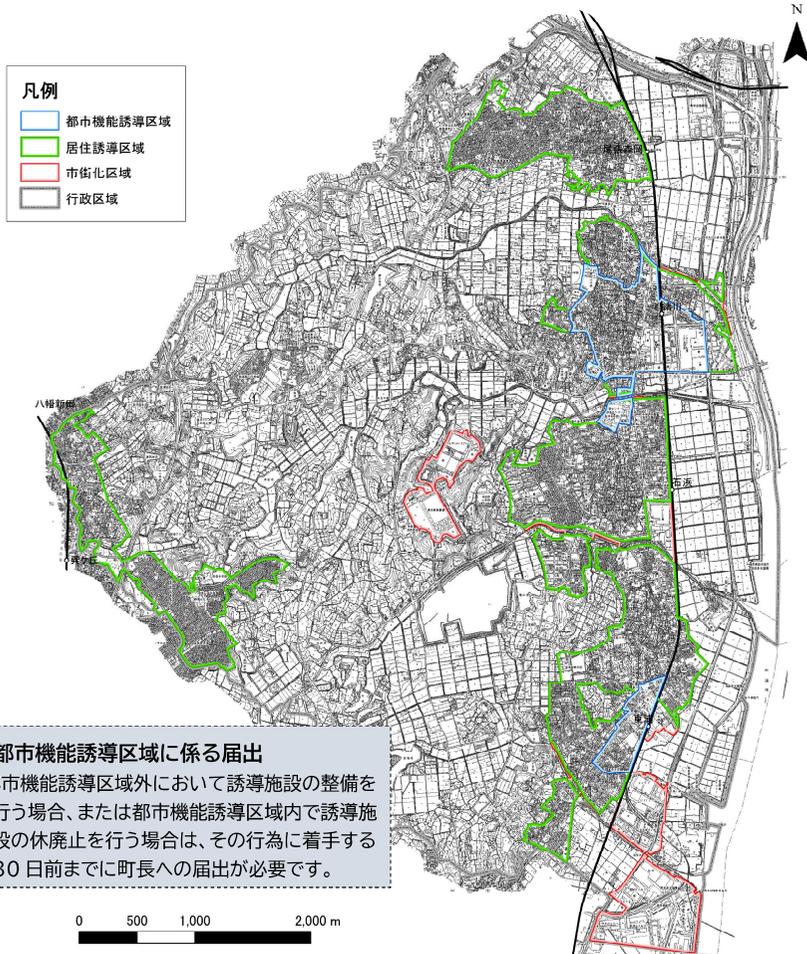
(1) 都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業・行政サービスなどの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的とした区域であり、原則として居住誘導区域内において設定されるものになります。

(2) 都市機能誘導区域の設定

目指すべき都市構造及び都市計画マスタープランの拠点の位置付けを踏まえ、都市拠点の JR 緒川駅周辺及び地域生活拠点・観光交流拠点の JR 東浦駅周辺に都市機能誘導区域を設定します。

図 都市機能誘導区域



■都市機能誘導区域に係る届出
 ・都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する30日前までに町長への届出が必要です。

2 誘導施設

(1) 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。(都市再生特別措置法第81条第1項)

(2) 誘導施設の設定方針

都市機能誘導区域を設定する都市拠点の JR 緒川駅周辺は、町の中心となる拠点として、町民全体や町外の方が利用する都市機能の誘導を図ることが必要です。このため、本町の都市機能増進施設が有する機能を、「広域機能」「地域機能」「生活機能」の3種類に分類し、より広域から多くの町民などが利用することが想定される「広域機能」に該当する都市機能を誘導施設に設定することを検討します。

また、都市拠点及び観光交流拠点におけるにぎわい創出や地域活力に資する施設を地域活性化施設として町独自に設定することを検討します。

(3) 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針に基づき、「広域機能」に該当する施設を誘導施設(法定)に設定します。この際、既に立地している施設の維持を図るものを「維持型」、新たに立地を図るものを「誘導型」に分類します。

さらに、にぎわい創出や地域活力に資する施設を地域活性化施設(独自)として設定します。

図 都市機能の分類及び誘導する拠点のイメージ

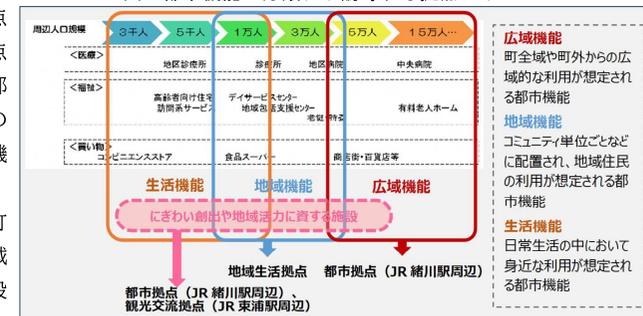


表 誘導施設

| 種別 | 誘導施設(法定) | | | |
|------|-------------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| | JR 緒川駅周辺 | ●:維持型 ○:誘導型 | JR 東浦駅周辺 | ●:維持型 ○:誘導型 |
| 教育施設 | 大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス) | ○ | 大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス) | ○ |
| 文化施設 | 中央図書館、文化センター、 勤労福祉会館 | ● | - | |
| 商業施設 | 商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上) | ● | - | |
| 行政施設 | 町役場 | ● | - | |

| 種別 | 地域活性化施設(独自)(※届出不要) | | | |
|-------|--------------------|----------------|-------------|----------------|
| | JR 緒川駅周辺 | ●:維持型 ○:誘導型 | JR 東浦駅周辺 | ●:維持型 ○:誘導型 |
| 商業施設 | 飲食店等、観光交流施設 | ○ | 飲食店等、観光交流施設 | ○ |
| その他施設 | 業務施設 | ○ | 業務施設 | ○ |

●:維持型(既に立地している施設の維持を図るもの)
 ○:誘導型(新たに立地を図るもの)

誘導施策

(1) 都市機能誘導区域に関する施策

都市機能誘導区域内において、以下のような施策により誘導施設の維持・誘導を図るとともに、都市機能誘導区域におけるにぎわい創出や地域活力の向上を図ります。

| 都市機能誘導区域に関する施策 | |
|--|--|
| ■公共施設の維持・充実 <small>緒川駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 緒川駅周辺の都市機能誘導区域では、町役場をはじめとする公共施設が集積しており、今後も区域内での維持・充実 ・民間の資金やノウハウを活用した公民連携による公共施設の充実について検討 ・本町を含む衣浦定住自立圏を形成する刈谷市、知立市、高浜市をはじめ広域的な連携により公共施設のサービスを充実することで利用促進 |
| ■空き家の利活用による飲食店等の誘導 <small>緒川駅周辺 東浦駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい、地域コミュニティの創出に向けて、空き家の利活用による飲食店、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を図るため、空き家の改修費や家賃補助などを検討 |
| ■誘導施設整備への支援施策 <small>緒川駅周辺 東浦駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融上の支援措置といった国等が直接行う施策を活用 |
| ■駅周辺のにぎわい創出 <small>緒川駅周辺 東浦駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 緒川駅周辺は、町の交通結節点を有する拠点であるため、イベントや社会実験の開催などを通して、駅前広場のオープンスペースや高架下空きスペースなどの活用、または新たなオープンスペースの設置など ・JR 東浦駅周辺において、駅前広場、ロータリーなどの駅関連施設の整備や、にぎわいと地域活力の向上に向けた主要な幹線道路利用者の休憩施設を兼ねることもできる観光交流施設や飲食店等の立地に向けた検討 ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい創出に資する昼間人口の増加に向けて、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を検討 ・鉄道駅周辺における誘導施設などの立地誘導や都市基盤施設の整備に当たっては、都市再生整備計画事業などの活用を検討 |
| ■浸水時の避難などに有効な建築物の立地促進 <small>緒川駅周辺 東浦駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・今後立地する施設について、中層、高層の建築物を推奨し、地域住民などの緊急時の避難施設として機能するような整備を促進し、民間などとの協働により安全なまちづくりを検討 |
| ■防災重点エリアにおける防災対策の推進 <small>緒川駅周辺 東浦駅周辺</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内、防災重点エリアに設定した地域については、防災指針に定める取組を関係機関、庁内各課や地域と連携して推進することで、安心して住み続けられるまちづくり |

(2) 居住誘導区域に関する施策

居住誘導区域をはじめとする地域において、以下のような施策により良好な居住環境を確保することで、町内での居住継続や新たな居住者の誘導を図ります。

| 居住誘導区域に関する施策（抜粋） | |
|------------------------------|--|
| ■生活利便施設の適正配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設（内科・外科）、福祉施設（介護施設）の徒歩圏人口カバー率は9割を超えており、現在の施設分布の維持・充実に促進 ・名鉄翼ヶ丘駅周辺では（都）知多刈谷線、（都）名古屋半田線の整備と併せた沿道整備による商業施設の立地誘導を検討 |
| ■空き家・空き地の利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地において増加傾向にある空き家の発生抑制及び利活用を検討します。なお、特に、空き家となっている古民家などの優れた建物の効果的な利活用を検討します。また、空き地などについても利活用を検討 |
| ■定住の促進・地域の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、定住の促進と地域の活性化を図ります。現在、新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得する方に対し補助制度を実施しており、この取組などを推進 |
| ■都市計画道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業などと一体的に都市計画道路の整備（（都）養父森岡線）を促進。また、単独でも都市計画道路（（都）名古屋半田線）の整備を促進 ・JR 緒川駅周辺の利便性向上に向けて（都）緒川南北線の整備 ・JR 東浦駅周辺の交通ネットワーク形成に向けて（都）藤江線の整備 |
| ■地区の重要な道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・拡幅計画路線の中で、整備による効果が大きい路線について、整備を推進 ・生活道路（避難するための道路にも有効）の整備として、建物の建替えなどの際に、用地を確保することにより、狭あい道路の拡幅や歩道の設置などの整備を推進 |
| ■浸水時の避難などに有効な建築物の立地促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後立地する施設について、中層、高層の建築物を推奨し、地域住民などの緊急時の避難施設として機能するような整備を促進し、民間などとの協働により安全なまちづくりを検討 |
| ■防災重点エリアにおける防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域の内、防災重点エリアに設定した地域については、防災指針に定める取組を関係機関、庁内各課や地域と連携して推進することで、安心して住み続けられるまちづくり |
| ■老朽化した都市インフラの計画的改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備された都市計画道路、都市公園など都市インフラの老朽化が急速に進行しており、居住誘導区域において計画的な改修、更新を進め、生活の安全性や利便性の維持・向上 |

(3) 公共交通ネットワークに関する施策

以下のような公共交通ネットワークに係る施策により、東浦町地域公共交通計画に掲げる『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』を図ります。

| 公共交通ネットワークに関する施策（抜粋） | |
|----------------------|---|
| ■鉄道駅の利便性向上の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 緒川駅周辺は、町の交通結節点を有する拠点であるため、イベントや社会実験の開催などを通して、駅前広場のオープンスペースや高架下空きスペースなどの活用、または新たなオープンスペースの設置などを図り、滞在時間が増加するような空間の形成 ・鉄道利用の促進を図るため、各駅周辺の適地において、駐車場の確保などによりパークアンドライドを推進 |
| ■既存バス路線の利便性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・町運行バス「う・ら・ら」、路線バスの経路及びダイヤの見直しを随時実施 |
| ■新たな公共交通の導入検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、運行されているバス路線では満たせない19時～21時の移動需要を補うとともに、タクシー需要を創出するための対策を実施 |
| ■公共交通の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に出向き、乗り方の勉強や公共交通に関するワークショップなどの開催 |

防災指針

災害ハザードが想定されている範囲を居住誘導区域から除外することは、既に市街地が形成されていることが多く現実的に困難なことが想定されます。このため、居住誘導区域で災害ハザードが想定されているエリアにおいては、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このため、防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

(1) 防災まちづくりの考え方の整理

- 土砂災害が想定されている地区については、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、一部で住宅が立地していることを踏まえ、居住誘導区域から除外することとしました。こうした考え方と整合し、住宅の立地を誘導しません。
- 水害（洪水、津波、高潮など）については、市街化区域の住宅地において顕著な人口密度の低下が想定される地区は見られないため、現在のコンパクトな市街地を継続していく必要があることから、浸水が想定される地域であっても居住誘導区域とし、今後も一定以上の人口集積を図っていきます。ただし、防災重点エリアに位置付けることで、必要な避難対策を講じていくとともに、災害ハザードの情報提供の更なる充実を図り、復興対策を含む事前の防災まちづくりを進めていきます。
- こうした居住誘導区域（防災重点エリア）に位置付けた地域においては、どの程度の浸水が生じるかを事前に判断することは難しく、想定最大規模の災害はいつでも起こりうることを踏まえ、想定最大規模などのL2の想定を基に関係機関、庁内各課が連携して自助・共助・公助によるソフト対策を中心とした取組を検討することとします。
- ハード対策については、想定最大規模などのL2への対応は莫大な費用と期間を要するため現実的ではなく、これまでどおり計画規模（L1）の想定に基づいたハード対策を国や県とも協力しながら順次進めていきます。

(2) 取組方針

- 災害時に被害が発生しないようにする（回避する）「災害リスクの回避」、ハード対策やソフト対策による「災害リスクの低減」の考え方により、本町における取組方針を整理します。

| 取組方針 | 土砂災害 | 水災害 |
|---------------|---|--|
| 災害リスクの回避 | ○土地利用の誘導 ○居住誘導区域からの除外 | — |
| 災害リスクの低減（ハード） | ○土砂災害を防止する施設の整備 ○避難施設の確保 ○道路ネットワークの構築 | ○河川・海岸堤防などのハード対策[L1] ○排水対策[L1・L2] ○ため池の耐震化 ○避難施設の確保[L1・L2] ○道路ネットワークの構築[L1・L2] |
| 災害リスクの低減（ソフト） | ○災害リスクの周知[L1・L2] ○避難対策・事前の防災まちづくり[L1・L2] | |

■地区別の取組方針

土砂災害が想定される地区

- 土砂**
- 【災害リスクの回避】
- 土地利用の誘導
 - 居住誘導区域からの除外
- 【災害リスクの低減（ハード）】
- 土砂災害を防止する施設の整備
 - 避難施設の確保
 - 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】
- 災害リスクの周知
 - 避難対策

JR 緒川駅周辺

- 洪水・内水・高潮
- 【災害リスクの低減（ハード）】
- 河川・海岸堤防の整備
 - 排水対策
 - 避難施設の確保
 - 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】
- 災害リスクの周知
 - 避難対策

JR 石浜駅周辺

- 洪水・内水・津波・ため池・高潮
- 【災害リスクの低減（ハード）】
- 河川・海岸堤防の整備
 - 排水対策
 - ため池の耐震化
 - 避難施設の確保
 - 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】
- 災害リスクの周知
 - 避難対策

JR 東浦駅周辺【鉄道東側】

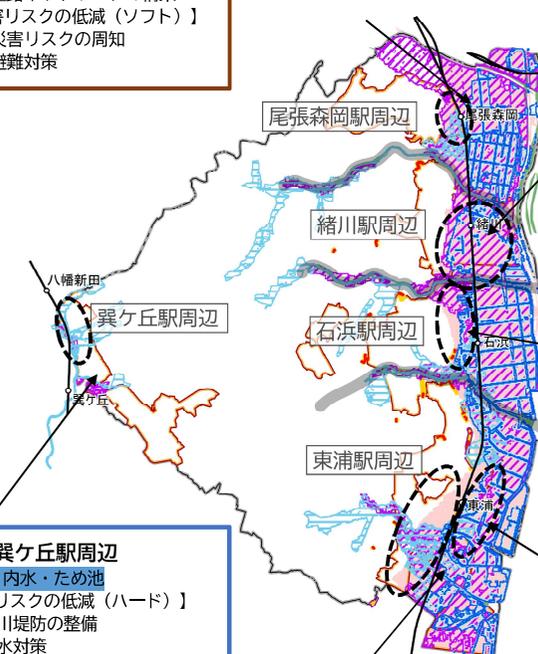
- 洪水・ため池・津波・高潮
- 【災害リスクの低減（ハード）】
- 河川・海岸堤防の整備
 - ため池の耐震化
 - 避難施設の確保
 - 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】
- 災害リスクの周知
 - 避難対策

JR 東浦駅周辺【鉄道西側】

- 洪水・内水・津波・ため池・高潮
- 【災害リスクの低減（ハード）】
- 河川・海岸堤防の整備
 - 排水対策
 - ため池の耐震化
 - 避難施設の確保
 - 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】
- 災害リスクの周知
 - 避難対策

凡例

- 市街化区域
- 行政区域
- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ため池浄水想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 津波災害警戒区域
- 高潮浸水想定区域（室戸台風級）

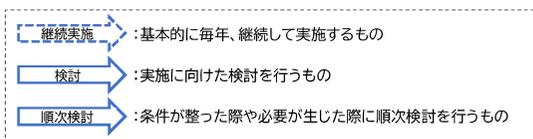


(3) 具体的な取組、スケジュール

取組方針に基づく本町における具体的な取組を以下に整理します。特に防災重点エリアに位置付けた地域に関わる取組については、自助・共助・公助による取組の円滑な推進について検討していきます。

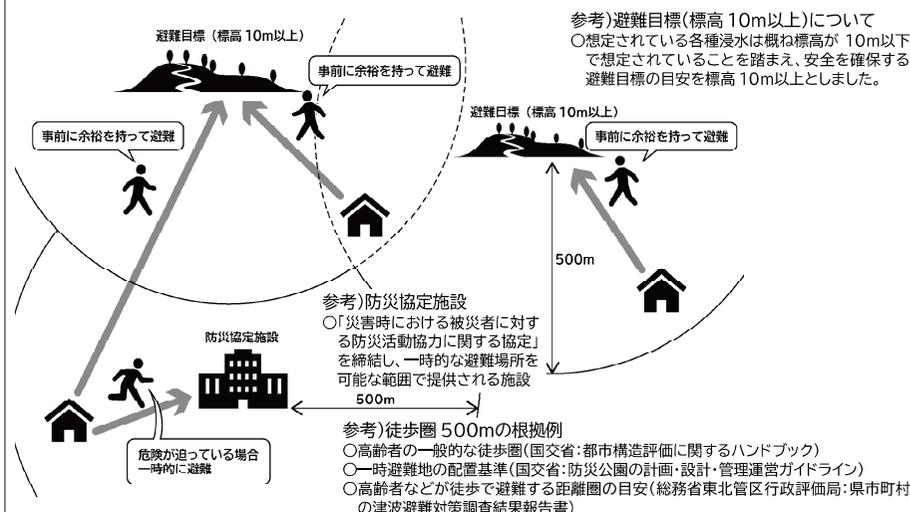
■防災重点エリアに位置付けた地域における具体的な取組及びスケジュール

| 具体的な取組 | 自助 | 共助 | 公助 | 実施主体 | スケジュール | | |
|----------------------------------|----|----|----|------|----------|-----------|-----------|
| | | | | | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| ■災害リスクの周知 | | | | | | | |
| ハザードマップの配布、標高標示などの情報の充実 | ● | | ● | 町 | 継続実施 | | |
| 自治組織への加入や自主防災活動への参加を推進 | ● | ● | | 地域 | 継続実施 | | |
| 3D都市モデルによる災害ハザードの可視化 | ● | | ● | 町 | 検討 | | |
| ■避難施設の確保 | | | | | | | |
| 協定締結などによる民間施設の災害時支援協定の拡充・追加 | | ● | ● | 町 | 検討 | | |
| 地区計画制度の活用 | | | ● | 町 | 検討 | | |
| 避難場所の確保の検討 | | | ● | 町 | 継続実施 | | |
| ■避難対策 | | | | | | | |
| マイ・タイム・ラインや避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進 | ● | ● | ● | 町・地域 | 継続実施 | | |
| 災害ハザードに基づいた避難訓練の実施 | | ● | | 地域 | 継続実施 | | |
| ワークショップの開催支援 | ● | ● | ● | 町 | 継続実施 | | |
| 津波避難などのシミュレーションの実施 | ● | | ● | 町 | 継続実施 | | |
| ■ハード対策 | | | | | | | |
| 高台へ避難するための避難路の整備 | | | ● | 町 | 継続実施 | | |
| 住宅嵩上げなどに対する補助 | | | ● | 町 | 検討 | | |
| 公共施設の整備(想定されている浸水に対応するハード対策検討) | | | ● | 町 | 順次検討 | | |
| 農地などを活用した雨水貯留などの推進 | | | ● | 町 | 継続実施 | | |
| 高潮対策施設などの整備 | | | ● | 国、県 | 継続実施 | | |
| ■その他 | | | | | | | |
| 庁内連携などを図るための会議体を組織 | | | ● | 町 | 検討 | | |

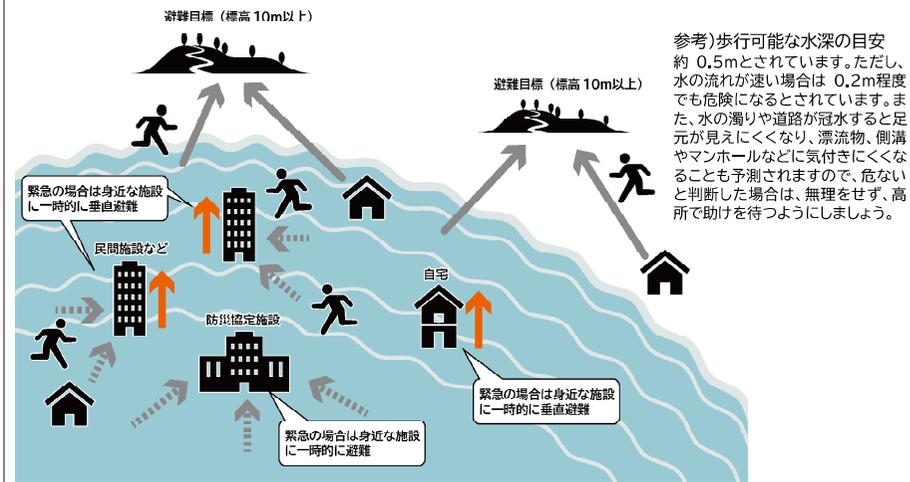


(参考) 避難圏域・避難距離の考え方の整理

- ・予報などの事前情報をもて余裕を持った事前の避難行動を行うことを基本とします。
- ・本計画では水害(洪水、津波、高潮など)を考慮し、避難距離を約500mと想定しています。
- ・津波については、本町に到達するまでの約83分の間に、高齢者の歩行速度(夜間・液状化を考慮した場合0.19m/s)で500m以上の距離を移動できる計算になります。(愛知県：市町村津波避難計画策定指針)
- ・ただし、子ども、高齢者などの避難行動要支援者の避難対策は防災指針の具体的な取組で別途整理します。



- ・災害における避難は、立ち退き避難を基本としていますが、突発的な降雨などにより、周囲がすでに浸水しているなど、外出することが危険な場合は、屋外のより安全な場所へ(身近な施設などを活用して)一時的に垂直避難を行います。
- ・浸水が想定されている地域(居住誘導区域(防災重点エリア))で、民間施設との防災協定を進めるなどの避難対策は防災指針の具体的な取組で別途整理します。



計画の評価及び進捗管理

(1) 評価指標の設定

まちづくりの方針（ねらい）及び誘導方針に対応する評価指標及び目標値を以下に設定します。また、評価指標のみでは、得られる効果にも限りがあり、まちづくりとしては、様々な要因が影響すると考えるため、概ね5年毎に実施される住民意識調査の住民満足度も合わせて確認していくものとします。

| まちづくりの方針（ねらい） | 指標 | |
|------------------------------|------|---|
| 身近に都市機能が分布する便利で快適に日常生活が出来るまち | 都市機能 | 1 - ①生活利便施設の徒歩圏カバー率 1 - ②都市機能誘導区域内への地域活性化施設の新規立地件数 |
| | 居住 | 1 - ③居住誘導区域内の可住地人口密度 |
| 鉄道駅や公共施設などに行きやすい気軽に外出できるまち | 公共交通 | 2 - ①鉄道駅・バス停の徒歩圏人口カバー率 |
| 安心して住み続けられるまちづくり | 防災 | 3 - ①自主防災訓練数 |
| | | 3 - ②防災協定施設の新規件数 |
| | | 3 - ③公共下水道雨水整備率 |

(表紙)

東浦町立地適正化計画

【概要版】

(2) 進捗管理の方針

本計画は、概ね20年後の令和22（2040）年度を目標とする長期的な計画です。このため、計画の進捗状況を確認するため、概ね5年ごとを目安に、本計画に定めた施策の実施状況や評価指標の推移などについて定期的に調査、分析します。

また、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行うなど、柔軟な進捗管理を行います。

